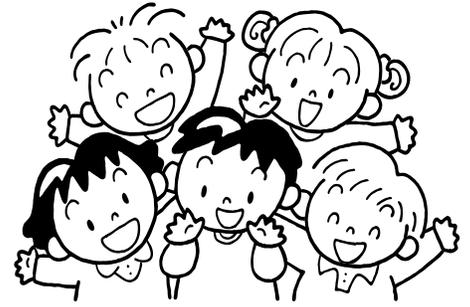


令和2年度 放課後児童クラブ 一時入所利用のしおり



久喜市学童保育運営協議会では、協議会独自の事業として、久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者が、緊急に家庭保育が困難となる場合等に生活支援を行う一時入所事業を行っています。

一時入所の利用を希望される方は、各クラブに申請してください。

事務局：所在地 久喜市青葉一丁目2番地2（久喜市立地域交流センター内）
電話 0480-24-3922

1 入所対象児童

- (1) 久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者（両親及びこれに代わる者）が緊急に家庭保育が困難となる場合（保護者の傷病、出産、看護、介護等）
- (2) 夏休み、冬休み、春休み等、または学校の早帰り等、普段とは違う時間に児童が帰宅し家庭保育が困難となる場合
- (3) その他、協議会理事長が必要と認める場合

2 保育時間等

- (1) 保育日及び保育時間は、次の通りです。

保育日	保育時間	備考
平日（月曜日～金曜日）	授業の終了時から 午後7時15分まで	登校時刻が遅れる日は 午前7時30分から
土曜日	午前7時30分から 午後6時30分まで	
土曜日を除く学校の休日	午前7時30分から 午後7時15分まで	夏休み、冬休み、春休み 学校行事の振替休日等

時間外保育…

交通機関等の突発事故等、緊急かつやむを得ない理由により、保育終了時刻までに保護者等のお迎えができない場合は、時間外保育を実施します。

その際は別途、時間外利用料が必要となります。

(2) 休所日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間（お盆休み）
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間（年末年始休み）

(3) その他

- ① 台風等で学校の登校時刻が遅れたり、休校になった場合には、午前7時30分から開室します。
ただし、児童の安全を確保することが困難であると判断した場合、閉室したり、時間を遅らせて開室したりする場合があります。
- ② インフルエンザ等で、学級・学年閉鎖等になった場合は、感染拡大防止のため、対象となる学級・学年に在籍する児童（感染していなくても）は登室できません。

3 利用料・入所手続等

利用料	<p>平日 500円/日 学校の休日 1,000円/日</p> <p>※ 1か月の利用は、緊急時の10日を限度とします。夏休み期間については、支援員にお問い合わせください。</p> <p>※ 利用料は、利用日の学校の状況により異なりますが、納入いただく利用料は、申請時点における状況で判断させていただきます。</p> <p>※ <u>利用日の変更や、キャンセル時の返金はできません。</u>申し込まれますと、利用されなくても1日利用されたものとみなします。</p>
納入方法	現金（入所申請時）
利用料助成制度	なし
時間外利用料	30分ごとに 1,000円（利用当日、現金でお支払いください。）
傷害保険料	<p>800円/年度 令和2年度分（傷害保険加入日翌日から翌年3月31日まで）</p> <p>※ 入所児童全員に加入していただきます。</p> <p>※ 保育中の怪我が対象となります。</p>
入所手続き及び関係書類	<p>① 入所日前日までに、傷害保険料を添えて申請してください。 なお、入所日前日が、クラブの休所日（日曜日や祝日）の場合は、利用日前の金融機関営業日までに申請してください。</p> <p>② 保護者名は、入所に関し責任のある方で統一してください。</p> <p>③ 日常保育の中で、特別な配慮が必要な疾病等がある場合には、児童票に（食物アレルギーがある場合は、食物アレルギー対応票も）必ず記入してください。覚書を結んでいただく場合もあります。</p> <p>① 一時入所申請書 ② 一時入所児童票</p> <p>③ 食物アレルギー対応票（食物アレルギーがある場合）</p> <p>※ 申請書類は、各クラブにあります。また、協議会のホームページからもダウンロードできます。http://www.kukigakudou.jp/</p> <p>※ ②については、初回利用時以降の利用で、初回利用時に提出いただいた内容に変更のない場合には、再提出の必要はありません。</p>
入所諾否の決定	一時利用のため、省略します。

4 一時入所に当たっての留意事項

安全・安心なクラブ運営を行うため、一時入所に当たっては、次の事項をお守りください。

- (1) 申請書類の内容（連絡先、児童票等）に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。
- (2) 放課後児童クラブに一時入所する場合には、必ず、担任の先生にその旨をお知らせください。
- (3) 放課後児童クラブは集団保育なので、対象児童に、クラブのルールや約束ごとを守るよう話しをし、理解をさせてください。

久喜市学童保育運営協議会では、次の「お約束ごと」を定めています。

<u>学童クラブでのお約束ごと</u>		※クラブ室内に、掲示しています。
1 元気に、あいさつをしましょう。	2 手洗い・うがいをしましょう。	
3 みんなで仲良く遊びましょう。	4 人を傷つける言葉や行動などはやめましょう。	
5 クラブ内の物を、大切に使いましょう。	6 約束やルール、決まりを守りましょう。	

(4) 持ち物等について

登室時には、次のものをご用意ください。お金や遊び道具などの私物は、持たせないでください。また、すべての持ち物に、名前を書いてください。

- ① ハンカチ、ポケットティッシュ
- ② 土曜日や夏・冬・春休み等長期休み等の日の持ち物
 - ア 弁当と水筒（おやつの時には、麦茶を提供しています。）
 - イ 学習用教材
 - ウ 帽子
 - エ その他、支援員から指示があった物

(5) 児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。

(6) 一時入所予定日に登室しない場合には、開設時刻（平日：午後1時30分、土曜日：利用予定時刻）までに、電話（留守番）かファックス・メールで必ずご連絡ください。

(7) 児童の送迎について

- ① 児童の安全を確保するという観点から、児童の送迎については、保護者又は保護者に代わる方（18歳以上）の送迎をお願いします。

※保護者に代わる方の例

親族、友人、ファミリー・サポート・センターなど

- ② お迎えの時刻が児童に知らせてある時刻より遅れる場合や、保育時間を過ぎてのお迎えの場合は、児童が不安になりますので、必ずご連絡をください。

(8) 感染症等の予後対応については、学校の基準と同じです。

(9) 学校行事の「引き渡し訓練」は保護者対応をお願いします。支援員は対応いたしません。

5 その他

(1) 怪我等への対応

児童が保育中に次のような怪我をした場合は、保護者に連絡するとともに、保護者と相談のうえ病院に連れて行きます。

- ① 頭を打ったとき。
- ② 大きな傷で、出血し、包帯を巻く必要があるとき。
- ③ 骨折や捻挫等が考えられるとき。
- ④ 目、鼻、口等、顔面を打撲したとき。
- ⑤ その他外傷があり、支援員が必要と認めるとき。

(2) 災害時の対応

協議会では「火災発生時行動マニュアル」「危機管理マニュアル」「地震発生時行動マニュアル」「風水害発生時行動マニュアル」を定め、災害時等の対応をしています。

台風や地震などの災害が起きた場合にも、保護者への引き渡しを原則としています。児童が不安になりますので、早めのお迎えをお願いします。

一日の保育の流れ

通常保育（平日）	時刻	一日保育（土曜日、長期休み）
	7:30	登室 自由遊び
	9:00	学習
	10:00	自由遊び
	12:00	昼食
	14:00	自由遊び
	15:00	おやつ
	16:00	自由遊び
	16:30	
	19:15 (土曜日は 18:30)	迎え
<p>登室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいをします。 <p>自由遊び等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題などをします。 <p>おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、給食のメニューも参考にしています。 <p>自由遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候により遊び方を選びます。 ・宿題をする子ども達もいます。 ・室内にもどります。 <p>迎え</p>		<p>・お子さんに適した学習教材等を持たせてください。</p> <p>・食休みを兼ねて室内で静かに過ごします。</p> <p>・本や玩具などを揃えています。</p> <p>・天候により遊び方を選びます。</p> <p>・麦茶を用意しています。</p> <p>・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。</p> <p>・天候により遊び方を選びます。</p> <p>・室内にもどります。</p>

※ 上記は、おおまかな保育の流れです。変更になることもあります。